

第 1 4 9 1 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時 平成 2 5 年 3 月 2 6 日

自 1 3 時 3 2 分

至 1 5 時 2 6 分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(議決事項)

- 第27号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正について
(総務課)
- 第28号 島根県教育委員会の管理する歴史資料の利用に関する規則の制定
について (総務課)
- 第29号 島根県立図書館の管理、運営及び利用に関する規則の一部改正
について (社会教育課)
- 第30号 島根県指定文化財の指定について (文化財課)
- 第31号 古代歴史文化賞に関する事務の補助執行の協議について (文化財課)

(報告事項)

- 第83号 平成25年度島根県公立高等学校入学者選抜の合格者数について
(高校教育課)
- 第84号 平成25年度特別支援学校(高等部・専攻科)の合格者数について
(特別支援教育課)
- 第85号 平成24年度末市町村立学校の廃止及び平成25年度市町村立
学校の設置について (義務教育課)

————— 以上原案のとおり了承

－非公開－

(議決事項)

- 第32号 平成25年度島根県教科用図書選定審議会委員の選任及び諮問
について (義務教育課・特別支援教育課)

————— 以上原案のとおり議決

(承認事項)

- 第11号 平成25年度教育委員会事務局等職員(管理職)及び県立学校
教育職員(管理職)の定期人事異動の一部変更について
(総務課・高校教育課)

————— 以上原案のとおり承認

II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員【全員全議題出席】
山本委員長 土田委員 仲佐委員 岡部委員 原委員 今井教育長
- 2 欠席委員
なし
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者
今井教育長
- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

花田教育監	全議題
井塚教育次長	全議題
米山教育次長	全議題
三島教育センター所長	全議題
黒崎総務課長	全議題
荒木総務課上席調整監	公開議題
高宮教育施設課長	公開議題
小林高校教育課長	公開議題、承認第11号
長野県立学校改革推進室長	公開議題
助川特別支援教育課長	公開議題、議決第32号
矢野義務教育課長	公開議題、議決第32号
山岡生徒指導推進室長	公開議題
野津保健体育課長	公開議題
荒瀬健康づくり推進室長	公開議題
小仲社会教育課長	公開議題
片寄人権同和教育課長	公開議題
祖田文化財課長	公開議題
高橋福利課長	公開議題
坂根教育センター教育企画部長	公開議題
- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

森本総務課課長代理	全議題
平野総務課人事法令グループリーダー	全議題
佐々木総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

山本委員長：開会宣言 13時32分

公 開	議決事項	5 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	3 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	1 件
	承認事項	1 件
	協議事項	0 件
	報告事項	0 件
	その他事項	0 件
署名委員	仲佐委員	

○山本委員長 今日には議事に入る前に、現在実施している体罰に関する実態調査について、高校教育課から今後の手続等に関する説明があるので、お願いしたいと思う。

○小林高校教育課長 先週の土曜日以降、高校の部活動の指導における体罰について報道がなされているところである。この体罰調査については教育委員の方々に既にお話はしているが、改めて、どういう調査をして、どういうスケジュールでやっているかについて、少し時間をとっていただき、議事に入る前に説明をさせていただきたいと思う。

お手元の資料をご覧いただきたい。調査について文部科学省の方から県教委あて通知があったので、25年2月21日付けで県教委から直接県立学校長あてに、小・中学校については各市町村教育委員会の教育長あてに通知し、調査を依頼するというようにした。

調査の方法については、教員については個別に調査をする。また、今まで余りこういう調査はなかったが、今回は児童生徒及び保護者にも調査用紙を配付して調査するという形で行っている。小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、それぞれに対応していただいている。

調査の対象期間は文科省の通知に従って24年4月1日以降で各学校が調査日、回収日等を決め、それぞれに調査を行っている。

実際の流れについては4のところに書いているが、児童生徒は調査用紙を各家庭に持ち帰って保護者と相談して記入し、それを封筒に入れて密封し学校へ提出する。開封は管理職である校長、教頭が行うという形で実施している。開封したものは、管理職が児童生徒、保護者の記入内容及び教員からの個別調査について、その事実関係をまず確認するという作業をしている。その結果を教育委員会に報告するという形になっている。

かなり大がかりな調査であるので、記入も全然無いというわけではなく、いろいろな記入があるというふうに聞いている。今回いろいろ報道があるが、体罰なのか、体罰ではないのか、なかなか判断に迷うような事案もあるように聞いている。よって、まず学校の方でそれぞれの事案について必要な調査、場合によっては聞き取り等も含めて事実関係を確認し、結果を教育委員会に報告するという段取りにしている。現在、ここの段階である。

高校と特別支援学校については直接県教育委員会に、小・中学校については市町村教育委員会にまず報告し、それが県の教育委員会に上がってくるという形になっている。

③であるが、先ほど申したように県立学校においては各学校から、小・中学校においては市町村教育委員会から調査、確認した報告が上がってきたら、県教育委員会としてもこの段階でそれぞれの事案についてもう一回事実確認をし、体罰に当たるかどうか確認する。該当の教員への事情聴取等も必要な場合は行っていく。文部科学省への報告が4月末ということになっているので、調査の状況をまとめて確認した後、文部科学省に島根県の公立学校の状況として報告するという段取りにしている。

実態調査の流れについては以上である。

○土田委員 たまたま一昨日から昨日にかけて、2年前の相撲の八百長問題で、八百長だということで相撲界から追放された力士が裁判を起こしたところ、実際は八百長ではなかったという判決が出たという事例があった。今回23日の土曜日から報道されているような安来高校での問題等々についても、余り軽々に発表されると後で取り返しがつかないことになるのではないかと思いますので、じっくり調べてその点に十分注意していただきたいということが1点である。

また、私も記事のコピーを持ってきているが、3月末までの締め切りということで報道されているが、その実態調査が本格的に県の方に上がってくるのはいつ頃になるのか。それから、今問題になってる安来高校について、県教委として今の時点でどこまで把握しているのか、わかる範囲で言っていただきたい。そして、やはり長引かせてもいけないと思うので、いつの時点までにはっきりさせていく、という計画があれば述べていただければと思う。

○小林高校教育課長 まず、報道された高校の状況であるが、この体罰の調査の中で校長から聞いている状況である。調査の中で2人の顧問から、自分は部活動の指導の中で体罰を行ったという申し出があった。それに従って、学校として調査を行っているというところである。

その中で現在聞いているのは、練習中あるいは練習試合の中で、何回か平手で部員を叩いたというふうに聞いている。いずれも怪我はないという報告を聞いている。

先ほど委員が言われたように締め切りは今月末で、実際にめどとしては今日ということで通知しているが、当然それで調査が終わるわけではない。よって、引き続き調査が必要なものについては調査をする必要があるし、先ほど申し上げたが、教育委員会の担当者が実際に関係者から事情聴取をするという必要があると思っている。

今回報道された学校に限らず、非常に大がかりな調査であるため、やはり記入された1件ずつきちんと精査して確認して、事実かどうか、あるいはそれが体罰に当たるかどうか、その辺も丁寧にやっていく必要があると思っている。したがって、実際には4月末が文部科学省への報告であるので、どういうふうにするかはまた今後検討するが、全体を取りまとめ、市町村教委の関係、小・中学校も含めて県全体の公立学校の体罰の実態調査の概要については4月の教育委員会の場できちんと報告をさせていただきたいと思っている。今回こういう報道があったが、それまでのところはそれぞれの学校で、調査の中で出てきた事案について慎重にしかもできるだけ正確に把握して、場合によっては教育委員会からの直接事情聴取も含めて精査した上で報告をさせていただきたいと思っている。

先ほどの学校については、校長の判断で指導者には当分指導を自粛させているが、生徒に迷惑がかかってはいけないので、外部指導者や副顧問が担当し、春休み中の遠征等もできるだけ予定どおり行うような形で対応しているというふうに聞いている。

○土田委員 最後の回答について、県の中で安来高校はバレーの重点校であり、この春休みは選手が非常に力量をアップする時期だと思う。よって、関係のない生徒に対して影響が出ないように、ぜひとも後の先生というか、指導者のあっせんというか、そういう面を十分やっていただきたい。また、重ねて申し上げるが、軽々に発表ではなく、最終詰めて詰めてからこういうような事例だったという発表をやっていただきたいということを要望しておく。

○小林高校教育課長 そのとおりだと思っている。記入される方もそれなりの思いがあって記入されていると思うので、調査の中で挙がってきた事案については1件ずつ確認をしていきたいと思う。

おっしゃったように、生徒には全然非はないと思うので、その点については校長にも最大の配慮の指示をしているところである。

○岡部委員 安来高校のケースについて怪我はなかったということだが、大阪のケースと同じように部活動の中で起こっているということに対して、島根でもそうなのかと思った。今、土田委員も言われたが、できるだけ生徒の立場に立って調査を進めていただきたい。もちろん調査を始められたときにはお聞きしていたわけであるが、要するに今回の調査等で生徒にいろんな形での変な圧力や、部活を忌避するようなこと、またそこで仲間外れになるようなことがあってはならない。まず大前提として生徒の人権を尊重しながら、なおかつ正確に丁寧に今後の調査をやっていただくよう要望しておきたいと思う。

調査は4月末に文科省に上げられるということだが、それはあくまで一つの通過点だと思う。それを過ぎるところに、例えば地元でのいろいろな調査というものは引き続いて行って当然だと思う。そういう中でこれだけの大規模な調査であるから、調査したからにはくれぐれも子どもたちの人権に配慮した形でのしっかりとしたフォローを要望しておきたいと思う。

○原委員 我が子が中学校1年生であるので、私は保護者として調査を受けさせていただいた。

娘が家に帰ってきて「お母さん、こんなものが学校から来たよ」ということで、やはり喜ばしいというよりは戸惑っているという感じを受けた。「どう？そういうことはない？ある？」というふうに家族で話をして、「私はそんなことはされたことはないし、自分の周りでもないよ」ということで返事をした。しかし、娘の様子を見ていると学校でこういう調査を受けるということが、やはり少し精神的に「何でだろう、つらいなあ」というふうに思っているような気がした。子どもたち同士の中でも、「あの先生がどうなのかな」とか、そういうふうな話もあったというようなことも聞いている。そこで一番心配するのは、教師と生徒、それから教師と保護者、そう

いう人間関係を築いていかなければならない教育の現場で、そのことによって信頼関係がなくなるようなことになってはいけない、ということである。

今、岡部委員が言われたようにアンケートをとって報告しておしまいでなく、やはりその後のケアというか、そういったものを本当に大事にしていきたいと思っている。これも保護者としての要望である。

○仲佐委員 今回この調査をされることは、今までの現実を見つめるという点ではいいかなと思う。ただ、指導される顧問の先生方が熱心さの余り、手が出たりとかいったこともあるかと思う。今、各委員がおっしゃったように、それこそ人権の尊重が大事であるので、この調査を把握された後でこれからもまた先生と生徒の関係が良い形でうまく行って、各部の方の活動がいい形で進むことを望んでいる。

○小林高校教育課長 いろいろご意見をいただいたので、その旨を重々踏まえて、各学校あるいは市町村教委とやりとりしながら、調査は調査としてであるが、そのところも含めて検討したいと思う。4月のところできちんとした概要を報告したいと思うので、よろしくお願ひしたい。

○山本委員長 義務教育の場合は人数が多く、年齢的にも若い。そうすると保護者の方に負担が行くかもしれない。全体的なことは、子どももだが保護者の方にも目が行くように先生方に話をしないといけないかもしれない。その辺りはいかがか。

○矢野義務教育課長 今回の調査は小学校1年生から行っており、小学校低学年、中学年あたりは子どもたちに体罰そのものの説明をそれぞれ十分していくということがなかなか難しいこともあり、保護者と一緒に記入するというにはしている。やはり調査の趣旨も含めて、先ほど原委員からもあったが、これは教員と子どもたち、あるいは保護者の関係をどうこうということではなく、こういったことも含めてさらに信頼関係を深めるための一つの調査にしてもらおうよう、市町村教育委員会の方にもお願ひしている。市町村教育委員会から学校の方にも指導なり要請なりしていただきたいというふうに思っている。

○山本委員長 では余り期間がないので、生徒さん、児童の皆さん方、それから保護者の皆さん方それぞれに慎重に配慮しながら調査の結果を出していただき、4月末までにはなかなかできないかもしれないが、次の教育委員会の中で中間報告でもいいので報告してほしい。そしてまた次の段階へステップアップしていけばいい。よろしくお願ひしたい。

(議決事項)

第27号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正について(総務課)

○黒崎総務課長 議決認第27号市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正についてお諮りする。

資料1の1をご覧ください。2番目の改正内容であるが、3点あり、1つは管理職手当の指定校の見直しである。これは校長先生に管理職手当が支給されているが、3種、4種、5種という形で支給割合が異なっている。大規模校の方、つまり支給率が高い方が3種、低い方が5種である。これについて、4種に指定する学校ということで、現在3種である益田市立の高津小学校を挙げている。3種は一番管理職手当の率が高いが、これはおおむね20クラス以上で、それぞれの地域の中心となる学校、あるいは地域バランス等々を勘案して現在指定している。高津小学校については平成24年から19クラスになっており、児童の推移を見ると、今後20クラス以上になる見込みはなかなか難しいことから、今回3種から4種に変更させていただきたい。

もう1つは出雲市立向陽中学校である。これは旭丘中学校を閉校して、平田中学校の一部の校区と合わせて新設される学校であり、9クラスある。4種に該当するため、新設ということで同校を入れさせていただく。

続いて(2)の学校の統廃合に伴うへき地学校の指定解除について、これも給与に関してへき地の学校であるということ指定している。これについて、1級地へき地学校に準ずる学校等、

いろいろと規定があるが、学校そのものが廃止になるため規定から落とす。

3番目はその他の規定の整備と記載しているが、扶養手当の支給方法の一部改正である。これは本人が扶養手当をもらうときの手続に関する規定の一部修正である。

以下、資料の1の2に規則の案、1の3から1の4は新旧対照表である。

○山本委員長 へき地校の数はどんどん減っているものなのか。横ばいか。人事異動などはへき地の加点か何か関係あるか。

○矢野義務教育課長 へき地学校はいわゆる手当のつくへき地学校と、人事異動上のへき地学校とがある。要するに人材が得がたいところについては、へき地学校指定にして人材が回るよう本県の人事異動の細則の中にへき地学校勤務を義務づけており、その関係で人事がうまく回るような指定はしている。ただ、先ほどの話にあったように、手当のつくへき地学校そのものは統廃合に伴ってだんだん数が減ってきている。特にこの松江部あたりは非常に少なくなってきている。

――原案のとおり議決

第28号 島根県教育委員会の管理する歴史資料の利用に関する規則の制定について（総務課）

第29号 島根県立図書館の管理、運営及び利用に関する規則の一部改正について（社会教育課）

○黒崎総務課長 議決第28号島根県教育委員会の管理する歴史資料の利用に関する規則の制定について及び議決第29号島根県図書館の管理、運営及び利用に関する規則の一部改正についてお諮りする。

まず議決第28号については、島根県教育委員会が管理する歴史資料の利用に関する規則の制定である。

こちらは前回少しお話しさせていただいたが、図書館、古代出雲歴史博物館、文化財課、古代文化センター、世界遺産室、それから人権同和教育課が所管する古文書や古絵図等の歴史資料といったものは島根県の公文書等の管理に関する条例の対象外となっている。そういった古文書等の中に、個人情報あるいは人権に配慮すべきものが含まれているということから、今回その利用に関する規則を制定しようとするものである。

大きな2番のところの（1）利用の手続であるが、こういった歴史的な資料を利用しようとする者は各機関の長へ申請の承認を得るものとし、それぞれ所有している機関の長へ申請するということである。

続いて、利用の制限であるが、以下の①から⑤については一般の利用を制限できるものとし、必要な事項は教育長が別途定めることとする、ということである。

まず、①であるが、個人、法人、団体の権利利益を害するおそれがあるものということで、その下に四角で囲っているものが規則から委任を受ける形で教育長が要綱で定める内容である。1つ目はこの個人、法人、団体の権利利益を害するおそれがあるものについて、まず一つ、アに記載するように、資料成立からの経過年数による制限を設けたいということである。これは記載されている情報の内容により、学歴、職歴、財産、所得、任免、勤務評定等については資料の成立から30年、国籍、人種、家族、信仰、伝染病等々については50年、門地、遺伝性の病気、精神の障害、犯罪歴、補導歴等については80年ということで、国立公文書館の規定に準ずる扱いとしている。次にイの賤称語の使用に伴う制限について、これは個人、法人、団体の権利利益を害するおそれが非常に強いので、資料成立からの経過年数に関係なく利用を制限する形で整理させていただきたいと考えている。続いて②であるが、これは寄贈者、寄託者から利用の制限を条件としていただいているものである。③として、保存に支障が生じるおそれがあるもの、つまり利用することによって毀損するようなものは利用を制限する。④として、調査中、整理中のもので、内容が不明確であるものについても制限したいと考えている。⑤については、その他、各機関長が制限することが適当と認めるもの、という形である。

2の2をご覧ください。以上のような一般的な利用の制限を設けた上で、調査、研究等、学術研究のために特に必要と認められる場合には、特別利用という形でその歴史資料を利用することができるかと定めた、というふうに考えている。

この特別利用の範囲についても先ほどと同じように教育長が要綱で定めることとし、この四角で囲っている箇所の形で定めたというふうに考えている。まず、先ほどの資料成立からの経過年数により制限があるものについて、研究者等で必要なものについては閲覧のみ認める。学術的な価値が高い、あるいは他の機関等において既に公開されているといったような特別な事情がある場合に限り、複写、公開も認めることとするが、原則は閲覧ということである。なお、この閲覧については、資料を見ていただいてメモをとることについても認める。

次に、大きなイの賤称語の使用に伴う制限があるものについては、その歴史資料の中に書いてある記載内容によって判断するということである。大きな1番、個人の住所や人名と結びつかないもの、2番目、旧村名等の地名と結びつくが、住所（小字）や人名は特定できない、そういった内容のものについては、学術研究のために特に認められた場合は閲覧、複写、公開を認める。大きな3番目、住所（小字）や人名が特定できる、この場合は閲覧のみ認める。ただし、学術的な価値が高い、あるいは他の機関等において既に公開されている場合に限り、複写、公開も認めるという取り扱いにしたいと考えている。

続いて、2の3のところ具体的な規則案であり、第1条が趣旨、第2条が定義、第3条が利用の手続、4条が利用の制限、第5条が特別利用の規定、第6条が寄贈資料等の利用条件である。第7条は資料目録であり、これは実施機関長は名称その他、利用に資するための必要な事項を記載した目録を作成する必要があるということである。第8条で利用者の責務をうたっている。

続いて、議決第29号について、島根県立図書館の管理、運営及び利用に関する規則の一部改正だが、大きな2番の改正内容をご覧ください。

まず、(1) 文書資料の利用に関する規定の整備ということで、先ほど申し上げた歴史資料の利用に関する規則の制定に伴って、この図書館の規定もそちらに合わせて改正する。

(2) はその他の整備について、まずは休館日に関する規定の整備である。現在、図書館は毎週月曜日と毎月第1木曜日を休館日としている。5月しかないが、第1木曜日が休日、国民の祝日に当たる場合その翌日以降の最初の休日でない日を休館にする。要するに、休みの日は利用者が多いので、その日は開けて次の休日でない日を休館にするという規定になっているが、5月のゴールデンウィークで木曜日が3日あるいは4日の場合には、最初の休日でない日というのが土曜日に当たる。土曜日はたくさん利用いただけることが想定されるが、閉館となると非常に利用を制限することになるので、土曜日は開館したいということから、こういったケースの場合には土日を除いて次の月曜日を休みにするという形に整理したいということである。したがって、毎週月曜日の休みと第1木曜日の延ばした日が同じになるこの場合は、その1回の休みで終わるということである。

イであるが、これはいろんな資料等についてコピーを差し上げることがあるが、自分でコピーを取っていただくセルフコピーを導入をすることから、その様式について定めるものである。

次に、図書の貸し出しカードである。現在、島根県の地図が描いてあるが、こういった絵柄を今後は任意に設定できるよう白紙にしたいということから、その図柄を削除するものである。

また、貸し出し登録の申し込みの記入事項について、必要のない事項、具体的にはメールアドレスだが、これについては削除するというので規定を改正したいということである。以下、3の2以降は新旧対照表となっている。

○岡部委員 先ほどのご報告にあったように、閲覧の中にはメモをとる行為も含まれるとおっしゃっていただいて安心した。

実は個人的な体験だが、差別とかそういった形の文書ではなかったと思うが、たまたま何か厳しい条件がその図書館にはあったようで、閲覧するときにメモもいけません、というふうなことを言われ、過去に憤然としたことがあった。閲覧の中にメモをとるという行為は含まれる、と今言っていたので、少し安心している。

こうした文書類は基本的にはフリーで見ることができるというのが多分一番いいと思うが、いろんな形で具体的な差別等に結びついた文書については取り扱いに注意しなければならないということは、納得、理解しているつもりである。ただ、そういう名目でどんどんブラックボックスの中に入っていきような形で、その存在すらわからないようになっていくということは絶対に避けなければならないことである。この施行規則の中に資料目録の作成ということがあったと思うが、こうしたことは文書のブラックボックス化を防ぐという意味では非常に大切なことだと思う。こうした形での取り扱いを始められるに当たっては、この目録の作成については特に意を払っていただきたいと考えている。

○土田委員 利用に関する各県の状況という表があり、この中で島根県が中国5県の中で中間程度ということで記載されている。広島、山口のように全面的に利用可能ということにしなかったのはなぜかということについては説明がなかったが、その辺りはいかがか。

○黒崎総務課長 中国5県の比較について簡単にまとめたものを全員にお送りさせていただいているが、先ほど岡部委員もおっしゃったように、この規定というのはいわゆる知る権利、研究する権利と、それが現在、島根県で生活されている方の権利を侵害する、あるいは差別を助長するという事の中で、どのあたりで調和をとるかという観点から総合的に判断をさせていただいたということである。

○土田委員 制限するのには何か支障があるのか。全部利用可能ということで規制を解除すると、やはり個人のいろいろな問題という形で支障が生じるわけか。

○黒崎総務課長 やはり歴史資料には、現在の人権感覚とは全く違って全てのことがストレートに書いてあったり、いろいろな迷信やその他もろもろが全て入っている。それをそのままストレートに利用可能とすると、現在、島根県で生活されている方あるいはその関係者の方々に直接結びつくような表現がある可能性があるため、その辺りのところは配慮する必要がある。

○土田委員 全国47都道府県で5県だけ比較対照表が出ているが、制限している県とある程度開放している県とどちらが多いか。

○黒崎総務課長 全部調べていないので定かには分からない。また、比較については大変申し訳ないが簡単にはできない部分もある。

○土田委員 中間という非常にあいまいな状況に島根県の立場がある。広島や山口が全面的に利用可能としており、鳥取、岡山は一応制限しているというところの中間の位置づけだが、そういうことが必要かどうかと思って質問させていただいた。全国的に見てそれぞれ利用可能の方に向いているのであればある程度開示してもいいと思うし、全国的に見て一部制限している県が多ければこういう形でいいと思うが、その点も少し調べておいてみていただければと思う。

○黒崎総務課長 全く完全にフリーということは今は基本的にはないというふうに考えている。広島、山口についても、個別の案件で個別の対応ということは当然ある。そういったことで、こうした歴史的な文書については、今まではそれぞれ慣例的に取り扱っていたが、やはりある程度一定の規則のもとで運用していくことが非常に大切だろうというふうに考えている。

○土田委員 お送りいただいた資料が、どちら側から言われても差しさわりのない形で島根県はやっている、という意味合いでの比較対照表のような感じを受けた。この4項目しか書いていなかったのが疑問に思って質問させていただいたところであり、他意があるわけではない。

○山本委員長 基本的にはある程度作っておかないと、その実施機関の長にばかり負担がかかる、ということもあってのことだろう。

○黒崎総務課長 それぞれ今まで慣例的にやっていて、やはりそれぞれ微妙にあるいは大きく取り扱いが違ったりする可能性もあったわけであるが、そういう点については一定の規則の中で動く。また、取り扱いについてその機関の長が判断ができない場合には、関係の団体、機関が集まってきちんと協議するという形でやらせていただきたいというふうに考えている。

第30号 島根県指定文化財の指定について（文化財課）

○祖田文化財課長 議決第30号島根県指定文化財の指定についてお諮りする。

資料4の1をご覧ください。今月12日に開催された第1490回教育委員会で、文化財保護審議会への諮問について議決をいただいた案件である。

その後、3月18日に開催された文化財保護審議会において、この諮問した7件について、いずれも指定することが適当との答申があったものであり、この7件の文化財を島根県指定文化財に指定することについて附議するものである。内容については省略させていただく。

――原案のとおり議決

第31号 古代歴史文化賞に関する事務の補助執行の協議について（文化財課）

○祖田文化財課長 議決第31号古代歴史文化賞に関する事務の補助執行についてお諮りする。

資料5の1をご覧ください。古代歴史文化賞については、平成25年度の新規事業として、これまでも新年度予算の状況等において教育委員会でも説明させていただいてきたところである。改めて簡単に申し上げると、昨年の古事記編さん1300年の中で数多く古代に関する書籍が出版され、国民の歴史への関心が非常に高まっているところである。この機会に島根県が中心となり、歴史文化をわかりやすく著した書籍をこの古代歴史文化賞として表彰して、出版を奨励するとともに、島根の情報発信につなげていきたいという事業である。

この古代歴史文化賞は島根県知事が授与する賞であり、本来は知事の権限に属する事務として事業実施すべきところであるが、資料5の1の上段にあるように補助執行する事務として4点挙げている。その中でも推薦されてきた書籍の下読み、評価といったようなものは歴史文化に関する視点が広く求められることから、教育委員会が担当することが適当と考えられる。教育委員会の職員がこの事務を執行するためには、地方自治法第180条の2の規定により知事との協議を行うことが必要となる。本日、この協議を行うことについて議決をお願いしたい。

なお、資料5の2から5の5の部分については協議する内容であり、これについては本日ここで審議をお願いするものではない。

○岡部委員 今回のこの決議とは少し離れるかもしれないが、この古代歴史文化賞なるものの実態が全くわからない。例えば賞金とかもろもろのことについて、簡単に構わないので少しお知らせ願いたい。

○丹羽野古代文化センター長 古代歴史文化賞であるが、先ほど祖田課長が申し上げたように、今、古代の歴史文化に対する関心が非常に高まっている流れを切らないよう、古代歴史文化について学問的には非常にきちんとした基礎に立ちながらも、国民の皆さんにわかりやすくおもしろく著した書籍を対象にして県知事が授与するというものである。一応、古代歴史文化賞というものを1本、これに副賞として賞金100万円を考えている。

それから三重県、奈良県、宮崎県の3県と島根県の計4県で行うが、共催としてその3県に入らせていただくことになっているので、それぞれの地域賞を設けたいというふうに考えている。これは副賞として30万円相当ということを考えており、相当という意味は賞金プラス例えば特産品のようなことであり、最終的には各県と協議して決めたいと思っている。

どのように決めるかということは、資料5の3に書いてある流れ図を見ていただくと良いが、やはり知事が授与する賞であるので、この審査のシステムというものが非常に重要であり、このあたりを慎重に協議してきた。対象となる作品を過去3年程度に限定した上で公募にすると、言い方は悪いが、良書が挙がらないというようなこともありうるので、適切な方の推薦及びそういうものを出されている主要な出版社の推薦によって、まず候補を挙げていただく。事務局内に厳

密に候補作を選ぶ機関を設け、その候補作を選定委員会、これは非常に全国的に名の知れた一流の研究者6名の方に頼んでいるが、そこで受賞者を決定する。そして秋に表彰、PRを東京でやりたいということを大きな筋書きとしては考えている。

表彰、PRではもちろん受賞作の講演であるとか、4県にちなんだシンポジウムであるとか、そういったものを考えており、古代歴史文化賞のPR及び一般への広がりというものを年々高めていきたいと考えている。今年は初年度であるので少し手探りのところはあるが、今のところこういうような考え方でやっていきたいと思っているところである。

○土田委員 この議案の趣旨というのは、こういうことを今後やる必要があるのでは、教育長に対して人員を増やしてほしいという提案なのか、片手間でできるぐらいの事務をやるので、それを承認していただきたいということなのか。

○祖田文化財課長 これは地方自治法上の手続について、この教育委員会で議決をお願いしたいということである。この事務は教育委員会の方で古代文化センターが中心になって行うが、行う上ではいろいろ配慮いただいております、職員の増もお願いして実現しているところであるため、今後新たにお願いしたいということを行っているわけではない。

○土田委員 ではもう増えているわけか。

○祖田文化財課長 4月から増えている。

○土田委員 事後承認をお願いしたいということか。

○黒崎総務課長 教育委員会は知事部局とは別個の組織であるため、地方自治法の規定によって、本来知事がすべき仕事は法的な手続をしないと教育委員会で正式な仕事としてできないということがあり、そういった形式を整えるための議決をお願いしたい。その後、知事に申し入れをし、知事が了解して初めて仕事ができるため、形式的なところを整える必要があるということである。

○山本委員長 予算はどこについているのか。教育委員会についているのか。

○祖田文化財課長 教育委員会文化財課の方につけていただいております、この部分の予算も古代歴史文化賞については約1,300万円程度である。先ほど申したような賞金であるとか、それから東京でのいろいろな表彰、講演会等、さまざまな経費を予算要求している。

○山本委員長 この古代歴史文化賞は単年度主義で、基金のようなものはないということか。

○祖田文化財課長 現在は全くの単年度を続けていくということであるが、今回スタートするに当たって、3年程度は継続してやっていこうと考えている。

○土田委員 新聞記事に出ていた、昨日三重の方でされたというのは、やはりこれに関連したことなのか。直接は関係ないのか。

○今井教育長 去年から奈良とは、交流協定を結んでおり、新たに三重県も加わった。

○土田委員 館長が行かれて、いろいろなさったということであった。

○岡部委員 今、賞の全体像というのが初めてわかったところで、全国に向けて三重、奈良、宮崎ともタッグを組みながら情報発信していくんだという、その気概というのはもちろん非常にいいと思うし、東京でのそういうイベントというのももちろん大切なことだと思う。ただ、必ず地元への打ち返しというか、向こうだけで発信したのでは地元に対するPRがどうしても薄くなってしまいがちなので、ぜひともそこのところを盛り込んで考えていただきたい。それから、過去いろいろな形でいろいろな県がいろいろな賞を設けてきているが、そういった賞というのは最初打ち上がったときはもちろんいい形で何度か打ち上がっていくけれども、その後のフォローがどうしてもうまくいっていないことが多く、中にはなくなってしまうというケースも往々にしてあり、県内でもそういうこともあった。その辺のところをしっかりと見極め、決して派手な花火を上げるということでもなくともいいと思うが、せっかくならうして打ち上がった賞であるので、いい形でできるだけ長続きするような運営も心がけていただきたい、というその2点である。

○丹羽野古代文化センター長 現在、予算上も一部地元へのバックというか、地元での記念講演会、受賞者の方の記念講演会、あるいは地域賞の方の講演会というようなものを25年度にやる計画で、記録集等も出していくことになっていくと思う。

その他のさまざまな報道機関、マスメディア等などにもご協力いただき、県民の方々にしっか

りとPRしていきたいと思うし、ご指摘いただいたことを心にとめて進めていきたいと思う。
○岡部委員 よろしくお願ひしたい。

――原案のとおり議決

(報告事項)

第83号 平成25年度島根県公立高等学校入学者選抜の合格者数について(高校教育課)

○小林高校教育課長 報告第83号平成25年度島根県公立高等学校入学者選抜の合格者数についてご報告する。

資料は6の1をご覧いただきたい。学力検査は3月6日に実施した。合格発表は3月18日に行っており、既に終わっている。

3番目の選抜の状況であるが、今回行われた一般選抜について、全日制、定時制、別々に書いているが、合計のところで説明させていただく。

入学定員全体が6,080名であるが、そのうち推薦選抜等で合格者が内定していたものが707名であり、6,080から707を引いた5,373名が一般選抜の募集定員ということで実施した。出願者数は4,675名、実際受検した数が4,423名、合格者数が4,320名ということである。普通受検者と合格者数を比べて、実質の競争率は全体で1.02倍という状況であった。参考のところには、推薦と一般合わせた合格者数について記載している。

下から3分の1程度のところに記載しているが、推薦選抜の合格者数については、内定しているということで、既にこの教育委員会で報告したところである。3種類あり、①の各学校で行う推薦選抜の合格者数が616名であった。1枚めくっていただき、スポーツ特別選抜の合格者数が26名、それから3番目、中高一貫教育校、実際には飯南高校と吉賀高校であるが、この合格者が飯南高校36名、吉賀高校29名という状況であった。

実際に合格者数が入学定員に満たなかった学校については、資料記載のとおりである。

6の3をご覧いただきたい。現在、定時制課程の第2次募集は試験まで終わっているところである。松江工業併設定時制は今年度で普通科が終わったが、工業科については引き続き併設過程で来年度以降もやっていく。それから宍道高校の午前、午後、夜間、浜田高校の昼間部、夜間部もそれぞれ空き定員について2次募集をしたところである。出願は既に終わっており、26日に作文及び面接試験を行って、合格発表はあさっての28日木曜日を予定をしている。

これをもって今年度の入学試験についてはすべて終了する予定である。

○土田委員 2点質問させていただきたい。全日制について、県の東部の方の普通科課程は割と定員に充当しているが、江津高校は今年度から英語科を普通科に募集を変更し、県下の普通科の中で7割もいかないという状況になっている。その点について課長はどのようにお考えになっているのかを伺いたいのが1点である。また、定時制について新しくできた宍道高校の1次募集は夜間部についてはゼロであるが、22日で出願が締め切られた2次の状況がどのようになっているのか、という2点である。

○小林高校教育課長 まず1点目の江津高校については、土田委員のご指摘のように、来年度から英語科の募集を普通科に変えた。

○土田委員 今年度からではないのか。

○小林高校教育課長 来年度に入学する生徒、ということである。普通科に変えて学校の方もよりきめ細かい少人数指導等をやるということで、かなり周辺の中学を回って生徒募集等もやったようであるが、ご指摘のとおり実際には入った数は期待どおりというわけにはいかなかった。この辺りについては、どういう中学校からどのくらい出願があったとか、また私立学校に行っている生徒さんもおられると思うが、その辺りの状況を学校あるいは高校教育課の改革推進室等で分析し、今後、江津高校の体制、運営について考えていかなければならないと思っている。

それから定時制の2次募集については、出願が定時全体で25名であった。松江工業の定時制が9名、宍道高校が12名、浜田高校が4名である。木曜日に発表するが、夜間の方で2次募集の出願があるというふうに聞いている。

実はこの定時制というのは、入学試験以外に年度の変り目での転入学というのも一つの教育の機会均等という意味で、現在いる高校で事情があつて変わりたいという生徒の行き先というか、進路先の確保になる。例年この形で他校から転学してくる生徒もおり、実際に非常に少ないということはないと思う。また、単位制であるので、進級していくというよりも単位を取っていくわけである。実際に今も3年の定時制の生徒が入っているの、その既に入っている夜間の定時制と、あさつての2次募集の結果、あるいは学校からの転学者等があれば、学校の運営として非常に困るということはないと思う。そういった意味で定時制の存在の意味は十分あるというふうに思っている。

定時制というのは定員がすべて埋まるということよりも、教育を受ける機会をいろいろな形で提供するということが一番大きなことだと思っている。一方で午前部とか午後部は非常に数が多く、この辺についてもどういう動きがあつたかについては、また高校教育課の中で分析する必要があると思っている。

○土田委員 やはり定時制の方については昼間部が併設されているということになると、本来夜間に行くべき生徒が昼間に流れてくる、あるいは通信課程の方に流れていくということがある。以前のように日中は働きながら夜に学ぶという形ではなく、昼でも働かないで寝っ転がっていて、夜に行くというような生徒が多くなってきて、本来の定時制夜間部の存在の意義というのが少しずつ減ってきている面があるのではないかと思うので、その点を少し考えていただければと思う。

○小林高校教育課長 確かにそういう現代の生徒というか、社会全般の生活スタイルが随分変わっている。私も何回か宍道高校の授業を見たが、やはり夜間の定時制というのは土田委員もよくご存じのように、先生1人と生徒1人が教室の中で電気をつけて一生懸命やっている姿で、それは一つの教育の失つてはいけない姿ではないかという思いもある。やはりこの中身を充実すればそういう学校を求めて生徒も増えると思うので、いろんな意味で検討させていただきたいと思う。

○土田委員 それからも一つ、最初に言った全日制の特に江津、邑智の島根中央、矢上、江津高校、というこの流れは、今後の島根県の高校のあり方として問題がある地域だと思う。その点、長野室長も非常にご苦労されていたようだが、智翠館との兼ね合いも含めて中学生、小学生の児童も減ってきているので、いろいろな角度から研究していただきたい。やはり競争原理というのは高校では必要だと思うので、そこを今後、5年、10年先を見ながら、十分考えて取り組んでいただきたいということを要望しておく。

○山本委員長 スポーツ特別選抜で募集人員が84に対して26人であり、30%ほどしかない。これは種目が余りポピュラーではないのか。

○野津保健体育課長 スポーツをやっていた子が必ずしもこのスポーツ推薦で入るということでもない、というのが一つある。スポーツ推薦で入ると部活をやめられないプレッシャーというか、やめられるけれども中学生の子どもたちには非常に大きなプレッシャーであることも一方であり、それによらない入試を選ぶという子も実際にはいる。ただ、1競技で複数名を受け皿としてやっているため、必ず全部埋まるかどうかということもある。中学生も一緒に競技人口が少ないので、ある程度まとまった学年で、競技人口が多い年もあれば少ないときもある。各競技それぞれ年によって状況が異なるようなので、枠は大きく広げて、いい感じで希望者が入っていくという、そういう環境を作っていくということが大事だと思う。

○仲佐委員 入学定員に対して合格者数が82.6%になっているが、入学定員に対して入学者が極端に少ないのが情報科学高校である。120人に対して68名で3クラスある。これは最初は科を選ばないで、入学してから自分で選択するのか。

○長野県立学校改革推進室長 これはくくり募集といい、1年の段階では要するに3科まとめて募集し、希望に応じて2年から学科に分かれるというような形である。

○仲佐委員 これは情報科学高校の定員の56%の合格者数になるわけで、学校として成り立た

ないのではないかとと思うが、その辺りはどうか。

○小林高校教育課長 情報科学はそうでもなかったが、高校の入試の倍率というのはやはり隔年現象というか、毎年生徒さんがどういうふうに動かれるかということがある。特に安来地区については松江とか米子とか流出が非常に多いところで、それぞれに特色を持ってやっているが、なかなか集まらないところが多くなる。それから、先ほど土田委員が言われたように、石見部の中山間などもである。

それでどうするかというのもなかなか難しいが、やはり地域でその高校があるということの意味は非常に大きいと思う。ただ専門高校は一応今3学級が最低で、水産高校だけ2学級でやっている。情報科学高校は今3学級であるので、なかなかすぐにどうこうということは難しいが、何回も申し上げるが、県全体の動きを見ながら中学生がどのような動きをしているか、安来市内から安来市外へ出ている生徒も毎年分析しているので、その辺の分析と各学校の魅力化と、両方考えていかなければならないと思う。

○仲佐委員 これだと学校運営が大変ではないかと思うが。

もう1点、県外の入学者数も今回トータルで102名である。隠岐の学校3校が主に多いが、いつの時期に全国的に発信されて募集をかけられるのか。

○長野県立学校改革推進室長 22年度のところでやっている。それまでも県外募集というのは山口県境や鳥取県境で地域ごとに協定を結んでやっていたが、余り多くなるとその地域の生徒が県外者によって落ちるといようなこともあったので、制限をしてきた。その制限を22年度のところで特定の学校では撤廃した。そういう意味では22年度のところで積極的に取り入れたということである。

○仲佐委員 ということは毎年は動いていらっしゃらないのか。それとも毎年その時期に来年度の募集をPRに行くとかいうことはやっていらっしゃるのか。

○長野県立学校改革推進室長 それはやっている。

○小林高校教育課長 今年度の合格者数は県外からは102名であった。昨年が92名、23年度が83名、22年度が57名ということで徐々に増えている。一番多かったのは島前高校で今年度が19名である。地元の生徒が非常に減少していた学年であり、今年多かったのが隠岐水産高校に15名、県外から合格が出ているという状況である。

○原委員 先ほど江津の方の話が出て、私立の高校との競合ということであるが、益田地区も私立高校が2つあり、大変特色のある教育をどちらも打ち出して頑張っておられるので、この数字はとても厳しいなと思って見ている。益田高校だが200人の定員で156人ということは、ほぼ1クラス分入ってきてないということで、これは普通高校としても県立普通高校なりの特色というか、生徒さんに訴えかけるものがないと入ってくれない時代なんだということをつくづく思う。これですぐ1クラス減ということにはならないと思うが、1クラス減になると教員の数も減らされ、本当に困るということを学校が痛切にいつも言っておられるので、とりあえずお伝えはしておく。

○小林高校教育課長 我々もいろいろ状況を見ているが、益田高校はまたSSHが認定されアピールするものがあるが、地元でどこまでそれが浸透しているのか。翔陽高校は甲子園出場があった。公立は公立のよさをやはりいろいろな形でアピールしていかなければならないと思っている。

○土田委員 それに関連してここで言っているのかわからないが、例えば他県の県立学校で単位が足りないという状況があったときに、1月に入っていたら2カ月間でその単位は取らせませよ、というような私立の某学校がある。今の特色ある学校の私立だが、そういうものは島根県でも大目に見るのか。極端に言うと集中的にやっていると卒業できますよと、と言い方で募集している。

○小林高校教育課長 そういったところもあると思う。

○土田委員 極端に言うと、来ていただいたら集中的に授業を受けさせる、というような形で相当に生徒募集をしているということも事実としてある。そういう点は県教委としては管轄が違うので指導できないとは思いますが、少し知事部局の方へ言って、総務部からきついお灸をすえながら、

教育委員会の管轄の県立高校と総務部の管轄のところどうまい具合にできないものか。そうしないと、やはりへき地や中山間地の生徒というのは私学に流れるケースが多くなると思うが、その点について小林課長はどうお考えになるか。

○小林高校教育課長 県の教育委員会で担当しているのは公立高校であり、私学は建学の精神でいろいろやっておられ、どうこう言う立場にはない。言えるのはやはり県立高校の魅力を出していくということで、いろいろ検討したい。

○土田委員 先ほどから出ているクラスが削減されるおそれがある学校というのは、当然先生は余裕があるのではないか。単位が取れないということで退学せざるを得ない生徒にフルタイムではなく、特別に集中的に講義ができないものかと思った。こういうところ言うべきことではないかと思うが、40人の3学級、40人4学級に合わせた先生の配置であろうから、それが7掛けしか生徒がいなかったということになると指導する時間は当然空く。その分が集中講義できないかという質問である。

○小林高校教育課長 それはやっている。生徒が少ないからその分は暇ということはないと思う。やはり本当に一人一人の生徒の状況に応じて個別指導はやっており、それは間違いないと思う。

○土田委員 それがさっきの質問での、特徴があつてこういうことができますよ、ということでPRすると少し違ってくるのではないか。

○小林高校教育課長 教員が一生懸命やったからそれが即、単位の認定につながって卒業することが本当にいいのかどうか。認定は校長の判断であるので、いくら一生懸命にやっても簡単に単位が取れないという判断があれば、卒業や進級はできないという判断はやはりあつていいと思う。定員が空いているからといって、基本的にクラスごとに授業をしているので、授業は同じである。ただ、よりきめ細かい指導ができるということは当然そうだと思うので、生徒が少ないときにはそういうメリットを生かしていく必要があると思う。

――原案のとおり了承

第84号 平成25年度特別支援学校（高等部・専攻科）の合格者数について （特別支援教育課）

○助川特別支援教育課長 報告第84号平成25年度特別支援学校（高等部・専攻科）の合格者数についてご報告する。

特別支援学校については、小学部、中学部は義務教育であるので当然入学者選抜は行っていない。高等部については義務教育ではないため、高等学校で入学選抜を行っているが、特別支援学校においても高等部あるいは専攻科において入学者選抜を行っている。

去る2月6日に入学者選抜検査を行い、2月20日に合格発表を行った。面接はどの学校でも行い、盲学校の表に書かれている本科の保健医療科及び専攻科においては学力検査と、身体機能検査も行っているところである。

合格者数について（2）で書いているが、出願者数は今年度は175名おられた。実人数ベースと書いてあるのは、第2志望まで書くことができるため、第2志望まで書いている人については2人ではなくて1人とカウントしているという意味でご理解いただければと思う。175名の出願者があつたが、1名受検においでにならなかった方があり、174人が受検し174人が合格している。

昨年度と比べると、昨年度は200人余りであつたので人数が減っている。しかし、その下のグラフを見ていただくとわかると思うが、昨年度が少し多かつたという印象がある。特別支援学校の高等部は人数が年度によって少しかつたことがあるが、平成25年度の出願者、合格者については、大体例年どおりに戻ってきていると聞いているところである。

特徴的なものとしては、次のページ裏面に学校ごとのものがあるが、松江養護学校や出雲養護

学校は昨年度が少し多かったが、これもまたもとの人数に戻ったことがある。

下の欄の専攻科のところ、聴覚障がい松江ろう学校に1名合格している。実は昨年3月に専攻科を修了した人がおられ、その結果、今年度専攻科は設置はされているが在籍者はゼロという状態であった。今回1名が合格されたので、来年度再び専攻科で教育が行われるということになる。

――原案のとおり了承

**第85号 平成24年度末市町村立学校の廃止及び平成25年度市町村立学校の設置について
(義務教育課)**

○矢野義務教育課長 報告第85号平成24年度末市町村立学校の廃止及び平成25年度市町村立学校の設置についてご報告する。

8の1をご覧いただきたい。これについては、3月12日の前回の教育委員会でご報告したところであるが、前回の教育委員会の後に出雲市教育委員会の方で条例が可決され、追加の報告があったのでご報告するものである。

8の1は前回のものに下線部の学校を追加して記載している。出雲市の鱒淵小学校猪目分校が廃止になる。なお、この猪目分校は平成23年度から生徒がおらず休校の扱いになっていた。

それから、旭丘中学校がなくなり、新たに向陽中学校が設置される。これは単に旭丘中学校の名前が変わったということではなく、平田中学校の校区の一部を取り込んで新しく設置されたものである。大体、平田中学校の生徒の約1割弱が旭丘中学校の方に移動することになる。

――原案のとおり了承

山本委員長：非公開宣言

―非公開―
(議決事項)

**第32号 平成25年度島根県教科用図書選定審議会委員の選任及び諮問について
(義務教育課・特別支援教育課)**

――原案のとおり議決

(承認事項)

**第11号 平成25年度教育委員会事務局等職員(管理職)及び県立学校教育職員(管理職)の
定期人事異動の一部変更について(総務課・高校教育課)**

――原案のとおり承認

山本委員長：閉会宣言 15時26分